



政府実行計画の改定について

令和 6 年10月31日
地球環境局地球温暖化対策課



1. 改定に向けた論点整理

- ・2024年度中央環境審議会地球環境部会カーボンニュートラル行動計画フォローアップ専門委員会（第2回）の報告など

2. 論点に対する対応方針（案）

1. 改定に向けた論点整理

【次期NDCにおけるタイムライン】

- パリ協定等により、次期NDCは、**2025年に2035年目標、2030年に2040年目標の提出が奨励**されている。また、2025年11月に開催されるCOP30の9～12か月前（**2025年2月**）までに提出することが求められている。

【国内の動向】

- 2022年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は約10億8,500万トン（CO₂換算）であり、基準年である2013年度比で22.9%減少した。**過去最低値を記録し、オントラック（2050年ネットゼロに向けた順調な減少傾向）を継続するものの、暖冬の影響や鉄鋼の生産量の減少等も削減要因として考えられるところ、今後の削減の進捗について予断を許さない状況である。**
- 昨年成立した「GX推進法」等に基づき、**エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現に向けたGXの取組は加速化**している。他方、生成AI等によるDXやGXの進展に伴う電力需要増加が見込まれる中におけるエネルギーを巡る不確実性の高まり、脱炭素エネルギー供給拠点の地域偏在性、海外諸国と比べて相対的に高い再エネコストなどの課題もある。
- 現在、**GX実行会議等において「GX2040ビジョン」策定に向けた議論が行われており、並行して、「地球温暖化対策計画」「エネルギー基本計画」の見直しに向けた議論が関係審議会等で行われている。こうした検討状況も踏まえ、「政府実行計画」について見直しを行う。**

政府実行計画の概要（2021年10月22日閣議決定）



- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 温室効果ガス総排出量を2030年度までに**50%削減**（2013年度比）することを目標とし、その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入 徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。
※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented：30～40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年度までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3 R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3 R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

2050年カーボンニュートラルを見据えた取組

2050年カーボンニュートラルの達成のため、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、**脱炭素化された電力による電化を進める、電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換**することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けた取組に5について具体的に検討し、計画的に取り組む。

2022年度までの進捗①

対象	目標値	2021年度	2022年度 (前年度からの進捗) ※2
温室効果ガス排出量	2030年度までに2013年度比で50%削減	28.0%減少 (調整後排出係数※1)	23.2%減少 (調整後排出係数※1) (4.8pt増加)
太陽光発電の導入	2030年度までに設置可能な建築物(敷地含む。)の約50%以上に太陽光発電設備を設置	導入割合：6.4% (2021年実績) 導入割合：6.5% (2022年度導入見込みを加えた値)	導入割合：20.7% ※3 ※公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議(第2回)開催時(2024年3月25日)における公表データに基づく件数ベースの目標に対する導入割合。
新築建築物のZEB化	・新築建築物は原則ZEB Oriented相当以上 ・2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当	(目標設定初年度でありデータなし)	2022年度の新築建築物の状況： ①『ZEB』相当 2件 ②Nearly ZEB相当 0件 ③ZEB Ready相当 2件 ④ZEB Oriented相当 6件

※1：政府全体における温室効果ガス排出量のうち、電気については電気購入量に、小売電気事業者の調整後排出係数を乗じて算定。調整後排出係数とは、当該電気事業者が供給する電気の発電時の二酸化炭素排出量を、非化石証書の使用量等を考慮し調整した上で、販売電力量で除した値。

※2：比較可能な前年度のデータがないものについては記載していない。

※3：設置可能な建築物数に対する設置件数の割合。

2022年度までの進捗②

対象	目標値	2021年度	2022年度 (前年度からの進捗)
電動車の導入	・代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車※ ・ストックでも2030年度までに全て電動車 ※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車	ストックでの導入率： 29.1%	2022年度の新規導入・更新における電動車の割合：60.8% ストックでの導入率：33.5% (4.4pt増加)
LED照明の導入	既存設備を含めたLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする	導入率：27.5%	導入率：31.9% (4.4pt増加)
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする	調達割合：27.0%	調達割合：20.7% (6.3pt減少)

(参考) 各府省庁の実施計画の達成状況

府省庁名	(注1)	(注1)	(注1)	2013年度比 増減率	2021年度比 増減率	2013年度比増減率の内訳						(参考)	
	2013年度	2021年度	2022年度			公用車	施設の 電気	電氣使用量 変化分		施設の 燃料使用	その他	2030年度 削減目標	
	(tCO2/年)	(tCO2/年)	(tCO2/年)					電氣使用量 変化分	排出係数 変化分				
				(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
内閣官房	14,614	8,818	902	-93.8%	-89.8%	-0.1%	-92.5%	-9.5%	-83.0%	-1.2%	0.0%	(注2)	-50% 以上
内閣法制局	260	256	218	-16.3%	-14.9%	-3.2%	-20.5%	-14.6%	-5.9%	7.4%	0.0%		-50%
人事院	1,549	1,496	1,038	-33.0%	-30.7%	-0.6%	-45.6%	-9.2%	-36.4%	13.2%	0.0%		-50%
内閣府	27,919	9,693	10,195	-63.5%	5.2%	-1.0%	-26.4%	0.0%	-26.3%	-36.1%	0.0%	(注2)	-50% 以上
宮内庁	5,401	2,967	2,597	-51.9%	-12.5%	-0.4%	-52.4%	6.9%	-59.2%	-1.3%	2.2%		-50%
公正取引委員会	1,072	1,156	338	-68.5%	-70.8%	-2.5%	-62.3%	0.0%	-62.2%	-3.7%	0.0%	(注3)	-
警察庁	29,178	25,555	21,999	-24.6%	-13.9%	-0.8%	-24.6%	4.1%	-28.7%	0.7%	0.1%	(注3)	-
個人情報保護委員会	-	-	61	-	-	-	-	-	-	-	-	(注5)	-
カジノ管理委員会	-	-	45	-	-	-	-	-	-	-	-	(注5)	-
金融庁	3,165	3,105	1,435	-54.7%	-53.8%	-1.5%	-66.9%	-7.4%	-59.5%	13.7%	0.0%	(注3)	-
消費者庁	332	334	329	-1.0%	-1.7%	0.2%	11.2%	12.7%	-1.5%	-12.4%	0.0%	(注3)	-
デジタル庁	-	7	73	-	890.6%	-	-	-	-	-	-	(注4)	-
復興庁	409	557	563	37.7%	1.2%	-11.1%	30.2%	39.9%	-9.7%	18.7%	0.0%	(注3)	-
総務省	13,310	9,961	6,290	-52.7%	-36.9%	-1.6%	-49.5%	-5.8%	-43.6%	-1.5%	-0.2%		-50%
法務省	273,107	213,449	197,204	-27.8%	-7.6%	-0.6%	-23.6%	-0.8%	-22.8%	-4.0%	0.4%		-50%
外務省	4,860	5,347	6,291	29.4%	17.6%	-1.8%	28.4%	-12.5%	40.9%	2.8%	0.0%		-50%
財務省	95,957	84,952	71,507	-25.5%	-15.8%	-2.8%	-25.4%	-3.0%	-22.3%	2.7%	0.0%		-50% 以上
文部科学省	6,076	3,031	2,393	-60.6%	-21.0%	-0.7%	-66.8%	-1.2%	-65.5%	6.9%	0.0%	(注3)	-
厚生労働省	89,848	89,535	84,661	-5.8%	-5.4%	-0.2%	-20.9%	13.3%	-34.2%	15.2%	0.1%		-50%
農林水産省	45,477	28,797	21,362	-53.0%	-25.8%	-11.7%	-37.2%	-8.5%	-28.7%	-4.0%	-0.2%		-50% 以上
経済産業省	15,430	6,796	3,538	-77.1%	-47.9%	-1.2%	-73.0%	-10.0%	-63.0%	-2.8%	0.0%		-50%
国土交通省	297,106	149,490	134,665	-54.7%	-9.9%	-1.9%	-52.2%	-7.3%	-44.8%	-0.6%	0.0%	(注3)	-
環境省	8,270	5,227	4,250	-48.6%	-18.7%	-3.2%	-44.3%	14.7%	-59.0%	-1.0%	0.0%		-88% 以上
防衛省	1,266,100	933,371	1,117,295	-11.8%	19.7%	-0.2%	-11.2%	3.8%	-15.0%	-0.4%	-0.1%		-50%
会計検査院	3,287	1,595	1,457	-55.7%	-8.6%	-0.7%	-62.0%	-2.9%	-59.1%	7.1%	0.0%	(注3)	-
政府全体	2,202,728	1,585,497	1,690,704	-23.2%	6.6%	-0.9%	-21.8%	0.9%	-22.7%	-0.6%	0.0%		-50% 以上
内閣官房・内閣府	42,533	18,511	11,098	-73.9%	-40.0%	-0.7%	-49.1%	-3.3%	-45.8%	-24.1%	0.0%	(注2)	-50% 以上

(注1)電氣の使用に伴うCO2排出量の算定に当たっては、電氣事業者ごとの調整後排出係数として環境大臣及び経済産業大臣が告示する値を用いている。

(注2)内閣官房と内閣府の削減目標はこの2つの機関を合わせたの目標である。

(注3)当該府省庁が作成した実施計画における温室効果ガス削減計画において、2030年度削減目標の電氣の排出係数は基礎排出係数を使用している。

(注4)デジタル庁は2021年度9月に新設されたため、具体的な削減目標値は未策定である。

(注5)個人情報保護委員会、カジノ管理委員会は2022年度から調査の対象となっており、具体的な削減目標は未策定である。

※図中の数値は小数点第2位以下を四捨五入して表示。

※本表における「2030年度削減目標」は、各府省庁における実施計画の「温室効果ガスの総排出量に関する目標」における値である。

(参考) 各府省庁の太陽光発電の設置状況・導入目標



- 設置件数ベースの目標に加え、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議（R6.3）において、府省庁ごとに設備容量ベースの目標を設定。
- 施設を保有し、設置件数ベース、設備容量（kW）ベースの目標を達成していない府省庁において、太陽光発電の導入目標や当面の導入計画を定めた太陽光発電整備計画を作成し、環境省HPで公表。当初の太陽光発電整備計画において導入計画が示された設備容量の合計は約200kW。

府省庁名	設置件数ベース			設備容量ベース			【参考】太陽光発電の導入ポテンシャル (2021年度までの実績+2022年度実績 +新規導入ポテンシャル+2023年度設 置のG判定)	
	設置件数④ (2021年度までの実績 +2022年度新規設置 +2023年度新規設 置・設置見込み)	導入目標⑤ (導入ポテンシャル× 50%)	導入割合 =④÷⑤ (導入目標に対する設 置件数の割合)	設備容量⑥ (2022年度新規導入 +2023年度新規導 入・導入見込み)	導入目標⑦ (導入ポテンシャル× 50%-設置状況 (2021年度までの実 績))	導入割合 =⑥÷⑦ (導入目標に対する 2022年度以降に導入 された設備容量の割 合)	設置件数	設備容量
	(件)	(件)	(%)	(kW)	(kW)	(%)		
内閣官庁	3	3	100%	0	(209)	(※1)	5	476
内閣法制局	-	-	-	-	-	-	-	-
人事院	0	1	0%	0	126	0.0%	2	252
内閣府	11	10	110%	10	48.0	20.8%	19	566
宮内庁	13	16	81%	21	501	4.2%	31	1,322
公正取引委員会	-	-	-	-	-	-	-	-
警察庁	18	24	75%	30	1,231	2.4%	48	3,056
個人情報保護委員会	-	-	-	-	-	-	-	-
カジノ管理委員会	-	-	-	-	-	-	-	-
金融庁	-	-	-	-	-	-	-	-
消費者庁	-	-	-	-	-	-	-	-
デジタル庁	-	-	-	-	-	-	-	-
復興庁	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	4	6(※5)	(※5)	0	118(※5)	(※5)	6	118
法務省(※3)	187	285	66%	361	9,257	3.9%	569	26,389
外務省	6	4	150%	0	60	0.0%	7	440
財務省	246	665	37%	257	15,027	1.7%	1,329	36,473
文部科学省	1	1	100%	0	(41)	(※1)	1	82
厚生労働省	129	552	23%	72	17,163	0.4%	1,104	38,182
農林水産省	11	124	9%	0	4,072	0.0%	247	8,366
経済産業省	4	3	133%	0	(30)	(※1)	6	470
国土交通省(※4)	180	440	41%	60	8,800	0.7%	880	22,200
環境省	114	130	88%	56	1,376	4.1%	260	4,782
防衛省	(※2)	(※2)	(※2)	(※2)	(※2)	(※2)	(※2)	(※2)
会計検査院	2	1	200%	0	(25)	(※1)	2	50
政府全体	929(※2)	2,265(※2)	41.0%(※2)	867(※2)	57,473(※2)	1.5%(※2)	4,516(※2)	143,222(※2)
内閣官庁・内閣府	14	13	107.7%	10	-	-	24	1,042

・建築物・敷地を保有していない府省庁については、各項目を「-」としている。

・内閣府の「太陽光発電の導入ポテンシャル」及び「導入目標」は、建設中の庁舎の新規導入分を含む。

・設置件数ベースの導入割合については、導入目標に対する設置件数の割合。

(※1)：2021年度実績で全体ポテンシャルの50%を超えて導入済みの場合、目標が設定されないため、導入割合も計算されない。

(※2)：防衛省は全国の駐屯地・基地等を対象に、自衛隊施設の集約・建替え等、既存施設の更新に係る計画（マスタープラン）を作成しているところであり、計画ができたものから順次検討予定。なお、政府全体の設置可能な建築物・敷地に対する導入割合、太陽光発電の導入ポテンシャル、導入目標は防衛省を除いた値。

(※3)：法務省の「太陽光発電の導入ポテンシャル」及び「導入目標」は、今般、具体的な導入目標及び太陽光整備計画を策定するに当たって、矯正施設におけるセキュリティ対策等の観点からの支障の有無等を踏まえて算出したもの。また、同省の「太陽光発電の設置状況（2023年度新規導入実績・導入見込み）」は精査中。

(※4)：国土交通省においては、対象となる建築物、敷地がFU調査ベースで、約5,000件あり、2030年度に向けて、ポテンシャルを精査していくが、対象となる施設が非常に多く、現時点では、精査が困難なことから、概算の数値での算出となっている。

(※5)：総務省では件数、設備容量での導入ポテンシャルの50%への導入は達成済みであり、導入ポテンシャル全体である件数6件、設備容量118kWを目標とした。導入割合は目標の考え方が異なるため対象外。

政府実行計画の改定に向けた論点



- ❑ 中環審カーボンニュートラル行動計画フォローアップ専門委員会（R6.9.18）（以下「専門委員会」という。）において、政府実行計画の改定に向けた論点について、下記の点を提示しつつ、審議を行ったところ。
- ❑ 地球温暖化対策計画等の見直しに向けた検討状況も踏まえ、改定作業を進める。

※専門委員会時から一部表記の修正あり

■ 計画全体に係る事項

- ・計画期間・温室効果ガスの排出量の削減目標の更新
- ・削減目標の対象外となっている「船舶・航空機」「東日本大震災関係の廃棄物焼却」の扱い

■ 再生可能エネルギーの最大限の活用

- ・2030年度以降の太陽光発電の導入目標
- ・ペロブスカイト太陽電池の率先導入

■ 建築物における取組

- ・2030年度以降の新築建築物の省エネ目標、既存建築物に関する省エネ対策の強化
- ・空調設備における冷媒漏洩量削減（漏洩監視システムの率先導入など）
- ・省エネとウェルビーイングの両立のための庁舎内における適切な室温管理
- ・施設の燃料使用からの温室効果ガス削減に向けた取組

■ 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

- ・共同調達の実施
- ・自然冷媒機器の率先導入、フロン使用機器管理のデジタル化、機器廃棄時の冷媒回収の徹底
- ・新たな削減目標の実現に資する再エネなどの脱炭素電源由来の電力調達率の目標
- ・GX製品や先端技術の率先調達

■ その他

- ・政府実行計画におけるScope3の把握の必要性
- ・独立行政法人等における取組の促進

専門委員会（R6.9.18）における主な意見

■ 計画全体に係る事項

- ・2030年度温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた今後の見通しを示せると良い。
- ・東日本大震災関係の廃棄物焼却について、業務の性質上、一定程度の温室効果ガスの排出はやむを得ない。船舶については、代替燃料の活用等、対策を講じる余地があるのではないか。

■ 再生可能エネルギーの最大限の活用

- ・財政が厳しい中でも、政府としてしっかり投資することが必要。
- ・蓄電池の活用や、変動が少ない廃棄物発電やバイオマス発電の活用も視野に入れるべき。
- ・ペロブスカイト太陽電池の導入ポテンシャルについて、方角や発電効率等を考慮できると良い。
- ・需要側の取組としてデマンドレスポンスが重要であり、優良事例を示すことができると良い。

■ 建築物における取組

- ・建築物は耐用年数が長いので、更新時点で可能な限り高効率な設備を導入すべき。
- ・新築の際は、建設から廃棄までを含めたエンボディドカーボンの観点も考慮すべき。
- ・既築については、改修や運用の中でしっかり対策すべき。
- ・ESCO事業を活用すべき。ポテンシャル発揮のためにコミッショニング（性能分析に基づく最適運転の提案・実現）も重要。
- ・BEMS等のDX技術を導入し、施設全体のエネルギー効率を向上すべき。
- ・室内環境について、生産性向上の観点も考慮すべき。照度の設定も見直すべき。
- ・カーボンニュートラル燃料にシフトする等、熱需要への対策を検討すべき。

■ 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

- ・冷媒の監視システムの導入を進めるべき。グリーン冷媒等の導入について、数値目標が出せると良い。
- ・再エネ電力の調達について、総合評価方式の導入に向けた検討を進めるべき。
- ・公用車、再エネ電力等を政府が調達することで、民間が調達できなくなることがないように。GX製品について政府が先鞭をつけて調達するのは良い。政府だけでなく社会全体の排出削減につながる視点を持って取り組むべき。

■ その他

- ・Scope3の算定は難しいが、政府として率先して取り組み、民間企業の参考になるように可能な範囲で算定してほしい。

2. 論点に対する対応方針（案）

■ 論点：計画全体に係る事項

- ① 計画期間・温室効果ガスの排出量の削減目標の更新
- ② 削減目標の対象外となっている「船舶・航空機」「東日本大震災関係の廃棄物焼却」の扱い

■ 対応方針（案）

① 計画期間及び削減目標について

- **計画期間及び削減目標については、地球温暖化対策計画の議論を踏まえて決定する。**

② 対象外となっている項目の取扱いについて

- 治安維持や監視取締り、震災対応といった事務・事業の特性等を踏まえ、**2030年度までは温室効果ガスの総排出量の削減目標の対象外とする。**
- 2030年度までは、まずは**実行可能な範囲での削減対策に率先して取り組むこと**とするとともに、**温室効果ガスの排出量の把握を行い取組の進捗状況を点検する。**
- 2030年度以降については、事業の特性や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、**適切なタイミングで温室効果ガスの排出量の削減目標を設定する。**

■ 論点：再生可能エネルギーの最大限の活用

- ① 2030年度以降の太陽光発電の導入目標
- ② ペロブスカイト太陽電池の率先導入

■ 対応方針（案）

① 2030年度以降の太陽光発電の導入目標

- 地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議）において、「政府及び自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入されていることを目指す」とされており、政府実行計画において、「2030年度までに設置可能な建築物（敷地含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置」という目標を掲げている。
- このため、**2040年度において、設置可能な建築物（敷地含む。）の100%に太陽光発電設備が導入されることを目指す。**

② ペロブスカイト太陽電池の率先導入

- 次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池については、分野別投資戦略（2023年12月GX実行会議とりまとめ）において、政府実行計画への位置付けにより公共施設での率先導入が示されている。
- このため、ペロブスカイト太陽電池の活用により、従来型の太陽電池では設置が困難であった**耐荷重の小さい屋根等への率先導入を政府実行計画に位置付ける。**

建築物における取組①

■ 論点：建築物における取組

- ① 2030年度以降の新築建築物の省エネ目標、既存建築物に関する省エネ対策の強化
- ② 空調設備における冷媒漏洩量削減（漏洩監視システムの率先導入など）
- ③ 省エネとウェルビーイングの両立のための庁舎内における適切な室温管理
- ④ 施設の燃料使用からの温室効果ガス削減に向けた取組

■ 対応方針（案）

- ① 2030年度以降の新築建築物の省エネ目標、既存建築物に関する省エネ対策の強化
 - 新築建築物については、地球温暖化対策計画等の議論を踏まえて決定する。
 - 燃料使用からの排出削減（後掲）、ESCOの活用等により、**既存建築物等について省エネ対策を徹底**する。
 - また、建築物の運用時における排出量削減（省エネ）のみならず、建築物の資材製造から解体までライフサイクルを通じて削減することが重要であることから、**ライフサイクルCO2へ配慮するよう努める**こととする。
- ② 空調設備における冷媒漏洩量削減（漏洩監視システムの率先導入など）
 - 空調設備からの冷媒漏出は、温室効果の非常に高い代替フロン（HFCs）の増加のみならず、冷却性能の低下等により、余分な電力消費につながる。
 - 冷媒にHFCsを使用する空調設備の新設時・更新時には、冷媒配管について**気密試験を実施**することとする。
 - 冷却性能の低下等の異常が認められる段階に至る前に早期に冷媒の漏洩を発見し、温室効果ガスの増加を回避できるよう、新設・既設両方含めて**業務用空調設備について常時監視システムを率先的に導入**する。

建築物における取組②

■ 論点：建築物における取組

- ① 2030年度以降の新築建築物の省エネ目標、既存建築物に関する省エネ対策の強化
- ② 空調設備における冷媒漏洩量削減（漏洩監視システムの率先導入など）
- ③ 省エネとウェルビーイングの両立のための庁舎内における適切な室温管理
- ④ 施設の燃料使用からの温室効果ガス削減に向けた取組

■ 対応方針（案）

③省エネとウェルビーイングの両立のための庁舎内における適切な室温管理

- 熱中症対策等を踏まえ、省エネルギー対策を念頭に置きつつ、目安温度に縛られることなく**柔軟な室温管理**とする。

④ 施設の燃料使用からの温室効果ガス削減に向けた取組

- 今後の更なる削減に向けては、燃料使用からの温室効果ガスの削減に向けた取組を進めることが不可欠。
（電力由来の排出量が0になったとしても、燃料由来の排出量が現時点と同程度で残った場合は約60%の削減となる。）
- このため、省エネ等の取組を進めるとともに、**電化やカーボンニュートラルな燃料へ転換する等の取組を進めていくこととする。**

財やサービスの購入・使用に当たっての取組①

■ 論点：財やサービスの購入・使用に当たっての取組

- ① 共同調達の実施
- ② 自然冷媒機器の率先導入、フロン使用機器管理のデジタル化、機器廃棄時の冷媒回収の徹底
- ③ 新たな削減目標の実現に資する再エネ電力調達率の目標
- ④ GX製品や先端技術の率先調達

■ 対応方針（案）

① 共同調達の実施

- スケールメリットによるコスト削減、事務の省力化等の観点から**共同調達を有効に活用**する。

② 自然冷媒機器の率先導入、フロン使用機器管理のデジタル化、機器廃棄時の冷媒回収の徹底

- 温室効果の非常に高い代替フロン（HFCs）については、我が国削減目標の達成に向けて更なる取組の加速化が必要であり、政府が率先して取り組むことが必要。
- このため、**自然冷媒機器の導入、冷媒管理システム（RaMS）の活用、機器撤去時の冷媒回収の徹底等を率先して実施**することとする。
- また、空調設備と同様に、冷媒にHFCsを使用する業務用冷蔵冷凍設備の新設時・更新時には、冷媒配管について**気密試験を実施**することとする。

財やサービスの購入・使用に当たっての取組②

■ 論点：財やサービスの購入・使用に当たっての取組

- ① 共同調達の実施
- ② 自然冷媒機器の率先導入、フロン使用機器管理のデジタル化、機器廃棄時の冷媒回収の徹底
- ③ 新たな削減目標の実現に資する再エネなどの脱炭素電源由来の電力調達率の目標
- ④ GX製品や先端技術の率先調達

■ 対応方針（案）

③新たな削減目標の実現に資する再エネなどの脱炭素電源由来の電力調達率の目標

- 更なる排出量削減を進めるには、燃料使用による排出の抜本的な削減の難易度が高いことを踏まえると、電気使用による排出をゼロに近づけていくことが不可欠であり、再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力を優先的に調達することが重要。
- こうした観点から、地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画の議論等を踏まえ、脱炭素電源由来の電力調達に関する目標を設定する。

④ GX製品や先端技術の率先調達

- 「GX市場創出に向けた官民における取組について（中間整理）」（2024年3月※）等を踏まえ、**GX製品の率先調達を位置付ける。**

※産業競争力強化及び排出削減の実現に向けた需要創出に資するGX製品市場に関する研究会

■ その他

- ① 政府実行計画におけるScope3の把握の必要性
- ② 独立行政法人等における取組の促進

■ 対応方針（案）

① 政府実行計画におけるScope3の把握の必要性

- サプライチェーン上の活動に伴う排出量（Scope3）の算定の動きは国内外で見られ、専門委員会においては、政府として率先して取り組み、民間企業の参考になるように可能な範囲での算定についてご意見があったところ。
- **政府の事務・事業についても、Scope3を考慮した取組、排出量の削減に努める**こととする。まずは環境省において、具体的な対象カテゴリーや算定手法について検討を行う。

② 独立行政法人等における取組の促進

- これまで実施要領（地球温暖化対策推進本部幹事会申し合わせ）において位置づけていた、「**独立行政法人等における計画策定等に関する取組**」について、計画本体に位置付ける。

- 政府実行計画の効果的に実施するために有効な具体的、細目的な措置は「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領（地球温暖化対策推進本部幹事会申し合わせ）」（以下、「実施要領」という。）において定めている。
- 他方、昨年9月に「**公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議**」を設置し、**関係府省庁間の緊密な連携の確保、必要な検討や取組の円滑化を図っているところ。**
- 実施要領と役割が重複することから、以下のとおり整理する。
 - ① **実施要領を廃止**する。
 - ② 「**公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議**」を計画本体へ位置付け、各府省庁の取組を進める上で有効な取組に関する情報の提供などの技術的支援や、具体的・細目的な措置の決定などは当該会議にて実施する。
 - ③ 実施要領において定めている事項のうち、例えば以下のような**ポイントとなる項目については計画本体へ位置付ける**。
 - ・ 独立行政法人等における計画策定等に関する取組（再掲）
 - ・ 政府実行計画及び各府省庁の実施計画の実施状況については、毎年度、各府省庁において点検を行うこと。
 - ・ 地方環境事務所、経済産業局及び地方整備局等は、政府実行計画に基づく地方における効果的な取組に関する情報提供を行うこと。



政府実行計画の改定に向けて

2024年度中央環境審議会地球環境部会 カーボンニュートラル行動計画フォローアップ専門委員会（第2回）

令和6年9月18日
環境省地球温暖化対策課



- 1. 政府実行計画に基づく取組の進捗と課題**
- 2. 2050年ネットゼロに向けた最新動向**
- 3. 政府実行計画の改定に向けた論点整理**

1. 政府実行計画に基づく取組の進捗と課題

政府実行計画の概要（2021（令和3）年10月22日閣議決定）



- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 温室効果ガス総排出量を2030年度までに**50%削減**（2013年度比）することを目標とし、その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入 徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。
※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented：30～40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年度までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3 R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3 R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

2050年カーボンニュートラルを見据えた取組

2050年カーボンニュートラルの達成のため、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、**脱炭素化された電力による電化を進める、電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換**することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

2022年度までの進捗状況①

対象	目標値	2021年度	2022年度 (前年度からの進捗) ※2
温室効果ガス排出量	2030年度までに2013年度比で50%削減	28.0% 減少 (調整後排出係数※1)	23.2% 減少 (調整後排出係数※1) (4.8pt 増加)
太陽光発電の導入	2030年度までに設置可能な建築物(敷地含む。)の約50%以上に太陽光発電設備を設置	導入割合：6.4% (2021年実績) 導入割合：6.5% (2022年度導入見込みを加えた値)	導入割合：20.7% ※公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議(第2回)開催時(2024年3月25日)における公表データに基づく件数ベースの目標に対する導入割合。
新築建築物のZEB化	・新築建築物は原則ZEB Oriented相当以上 ・2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当	(目標設定初年度でありデータなし)	2022年度の新築建築物の状況： ①『ZEB』相当 2件 ②Nearly ZEB相当 0件 ③ZEB Ready相当 2件 ④ZEB Oriented相当 6件

※1：政府全体における温室効果ガス排出量のうち、電気については電気購入量に、小売電気事業者の調整後排出係数を乗じて算定。調整後排出係数とは、当該電気事業者が供給する電気の発電時の二酸化炭素排出量を、非化石証書の使用量等を考慮し調整した上で、販売電力量で除した値。

※2：比較可能な前年度のデータがないものについては記載していない。

2022年度までの進捗状況②

対象	目標値	2021年度	2022年度 (前年度からの進捗)
電動車の導入	・代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車※ ・ストックでも2030年度までに全て電動車 ※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車	ストックでの導入率： 29.1%	2022年度の新規導入・更新における電動車の割合：60.8% ストックでの導入率：33.5% (4.4pt増加)
LED照明の導入	既存設備を含めたLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする	導入率：27.5%	導入率：31.9% (4.4pt増加)
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする	調達割合：27.0%	調達割合：20.7% (6.3pt減少)

(参考) 各府省庁の実施計画の達成状況

府省庁名	(注1)	(注1)	(注1)	2013年度比 増減率	2021年度比 増減率	2013年度比増減率の内訳						(参考)	
	2013年度	2021年度	2022年度			公用車	施設の 電気	電気使用量 変化分		施設の 燃料使用	その他	2030年度 削減目標	
	(tCO2/年)	(tCO2/年)	(tCO2/年)					電気使用量 変化分	排出係数 変化分				
				(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
内閣官房	14,614	8,818	902	-93.8%	-89.8%	-0.1%	-92.5%	-9.5%	-83.0%	-1.2%	0.0%	(注2)	-50% 以上
内閣法制局	260	256	218	-16.3%	-14.9%	-3.2%	-20.5%	-14.6%	-5.9%	7.4%	0.0%		-50%
人事院	1,549	1,496	1,038	-33.0%	-30.7%	-0.6%	-45.6%	-9.2%	-36.4%	13.2%	0.0%		-50%
内閣府	27,919	9,693	10,195	-63.5%	5.2%	-1.0%	-26.4%	0.0%	-26.3%	-36.1%	0.0%	(注2)	-50% 以上
宮内庁	5,401	2,967	2,597	-51.9%	-12.5%	-0.4%	-52.4%	6.9%	-59.2%	-1.3%	2.2%		-50%
公正取引委員会	1,072	1,156	338	-68.5%	-70.8%	-2.5%	-62.3%	0.0%	-62.2%	-3.7%	0.0%	(注3)	-
警察庁	29,178	25,555	21,999	-24.6%	-13.9%	-0.8%	-24.6%	4.1%	-28.7%	0.7%	0.1%	(注3)	-
個人情報保護委員会	-	-	61	-	-	-	-	-	-	-	-	(注5)	-
カジノ管理委員会	-	-	45	-	-	-	-	-	-	-	-	(注5)	-
金融庁	3,165	3,105	1,435	-54.7%	-53.8%	-1.5%	-66.9%	-7.4%	-59.5%	13.7%	0.0%	(注3)	-
消費者庁	332	334	329	-1.0%	-1.7%	0.2%	11.2%	12.7%	-1.5%	-12.4%	0.0%	(注3)	-
デジタル庁	-	7	73	-	890.6%	-	-	-	-	-	-	(注4)	-
復興庁	409	557	563	37.7%	1.2%	-11.1%	30.2%	39.9%	-9.7%	18.7%	0.0%	(注3)	-
総務省	13,310	9,961	6,290	-52.7%	-36.9%	-1.6%	-49.5%	-5.8%	-43.6%	-1.5%	-0.2%		-50%
法務省	273,107	213,449	197,204	-27.8%	-7.6%	-0.6%	-23.6%	-0.8%	-22.8%	-4.0%	0.4%		-50%
外務省	4,860	5,347	6,291	29.4%	17.6%	-1.8%	28.4%	-12.5%	40.9%	2.8%	0.0%		-50%
財務省	95,957	84,952	71,507	-25.5%	-15.8%	-2.8%	-25.4%	-3.0%	-22.3%	2.7%	0.0%		-50% 以上
文部科学省	6,076	3,031	2,393	-60.6%	-21.0%	-0.7%	-66.8%	-1.2%	-65.5%	6.9%	0.0%	(注3)	-
厚生労働省	89,848	89,535	84,661	-5.8%	-5.4%	-0.2%	-20.9%	13.3%	-34.2%	15.2%	0.1%		-50%
農林水産省	45,477	28,797	21,362	-53.0%	-25.8%	-11.7%	-37.2%	-8.5%	-28.7%	-4.0%	-0.2%		-50% 以上
経済産業省	15,430	6,796	3,538	-77.1%	-47.9%	-1.2%	-73.0%	-10.0%	-63.0%	-2.8%	0.0%		-50%
国土交通省	297,106	149,490	134,665	-54.7%	-9.9%	-1.9%	-52.2%	-7.3%	-44.8%	-0.6%	0.0%	(注3)	-
環境省	8,270	5,227	4,250	-48.6%	-18.7%	-3.2%	-44.3%	14.7%	-59.0%	-1.0%	0.0%		-88% 以上
防衛省	1,266,100	933,371	1,117,295	-11.8%	19.7%	-0.2%	-11.2%	3.8%	-15.0%	-0.4%	-0.1%		-50%
会計検査院	3,287	1,595	1,457	-55.7%	-8.6%	-0.7%	-62.0%	-2.9%	-59.1%	7.1%	0.0%	(注3)	-
政府全体	2,202,728	1,585,497	1,690,704	-23.2%	6.6%	-0.9%	-21.8%	0.9%	-22.7%	-0.6%	0.0%		-50% 以上
内閣官房・内閣府	42,533	18,511	11,098	-73.9%	-40.0%	-0.7%	-49.1%	-3.3%	-45.8%	-24.1%	0.0%	(注2)	-50% 以上

(注1)電気の使用に伴うCO2排出量の算定に当たっては、電気事業者ごとの調整後排出係数として環境大臣及び経済産業大臣が告示する値を用いている。

(注2)内閣官房と内閣府の削減目標はこの2つの機関を合わせたの目標である。

(注3)当該府省庁が作成した実施計画における温室効果ガス削減計画において、2030年度削減目標の電気の排出係数は基礎排出係数を使用している。

(注4)デジタル庁は2021年度9月に新設されたため、具体的な削減目標値は未策定である。

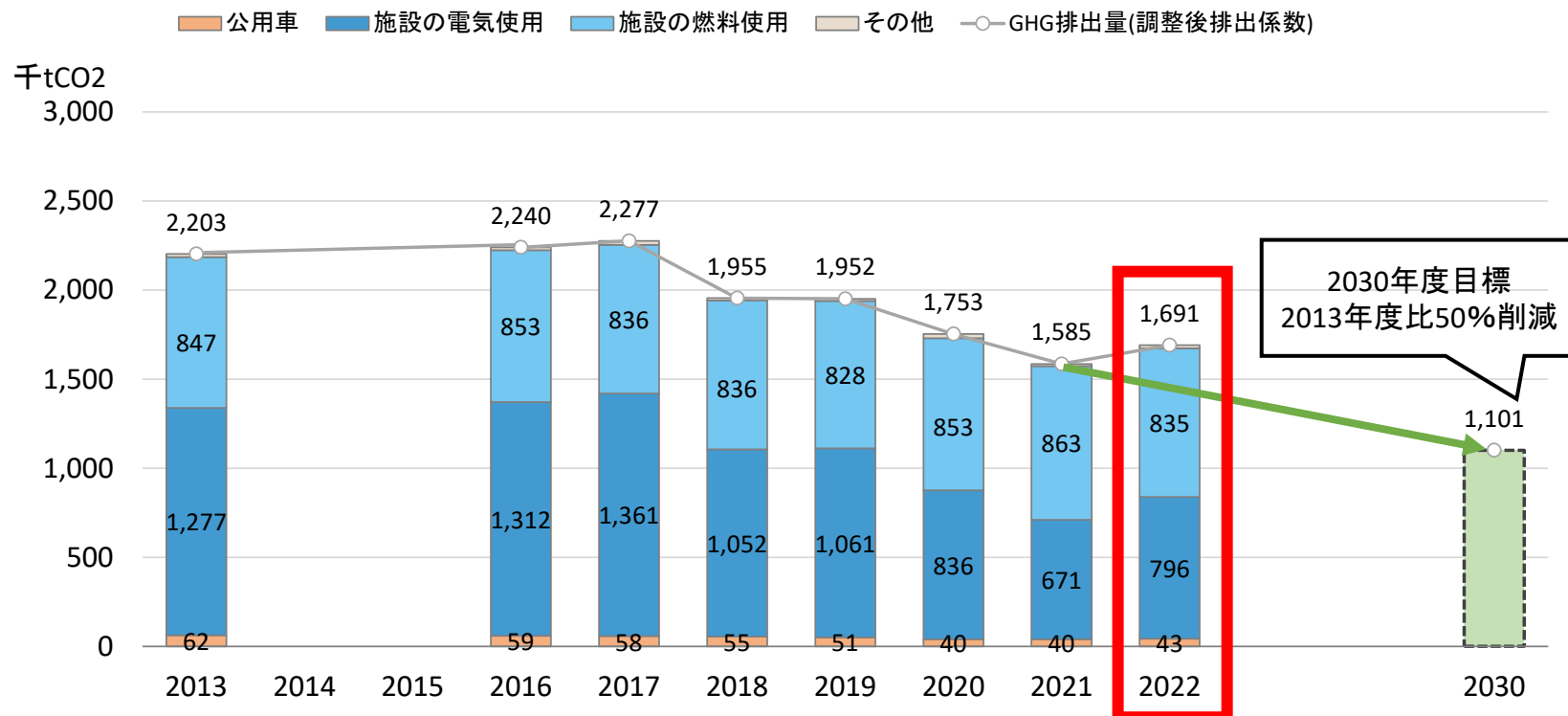
(注5)個人情報保護委員会、カジノ管理委員会は2022年度から調査の対象となっており、具体的な削減目標は未策定である。

※図中の数値は小数点第2位以下を四捨五入して表示。

※本表における「2030年度削減目標」は、各府省庁における実施計画の「温室効果ガスの総排出量に関する目標」における値である。

政府全体における温室効果ガス排出量の推移 [調整後排出係数]

- 政府の温室効果ガス削減目標は、2030年度50%削減（2013年度比）。
（基礎排出係数に加え、調整後排出係数により算定した総排出量を用いて評価）
- 2022年度の政府全体における温室効果ガス排出量（調整後排出係数）は、前年度比で6.6%増加（4.8pt 増加）し、**2013年度比で23.2%減少**。
- 施設の燃料使用による排出量は減少したものの、施設の電気使用に伴う排出量が増加した。



※図中の数値は小数点以下を四捨五入して表示。上記の変動率は、小数点以下を含めた数値で算出したもの。

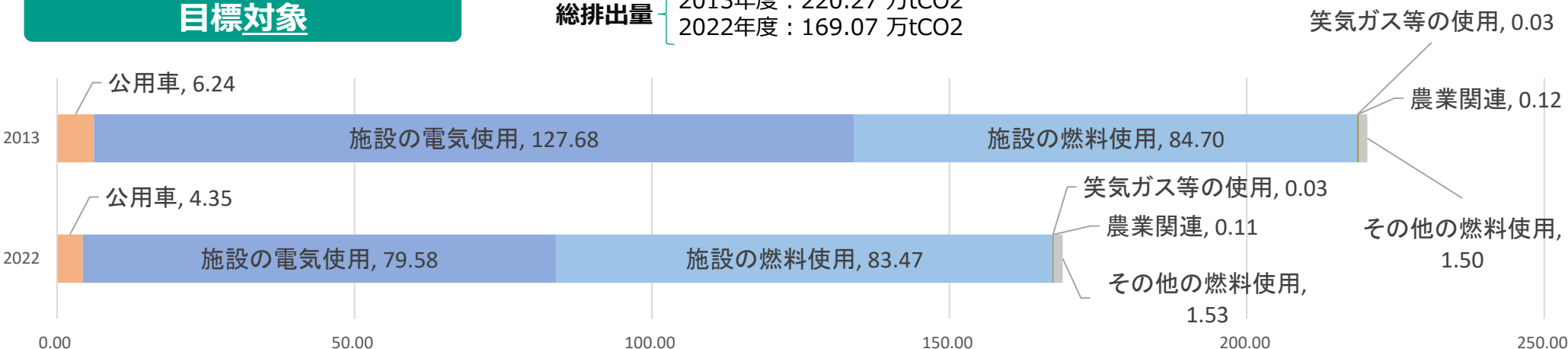
削減目標の対象外となっている分野の排出量

■「船舶・航空機」「東日本大震災関係の廃棄物焼却」については、現行計画では以下の理由により削減目標の対象外としている。

- ・船舶・航空機の使用に伴う排出：更新時の効率改善は期待できるが、排出量を左右する出動回数や距離を制御することは困難
- ・福島県内で国が実施中の東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出：災害への対応であり、排出量を左右する処理される廃棄物の処分量や性状を制御することが困難

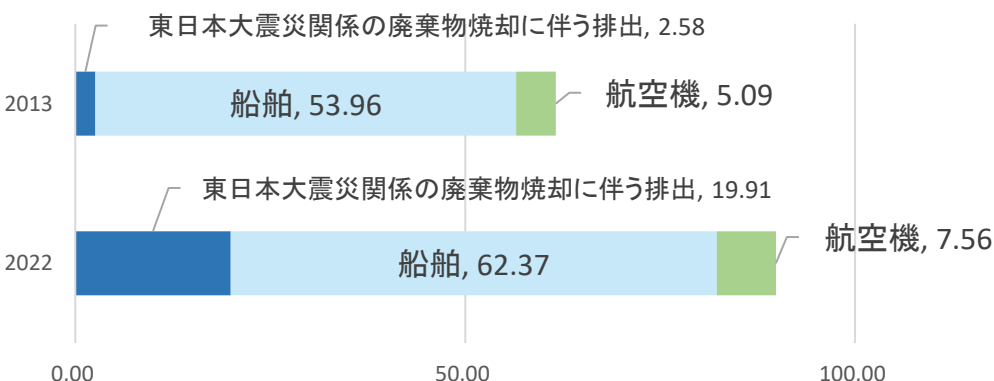
目標対象

総排出量 { 2013年度：220.27 万tCO₂
2022年度：169.07 万tCO₂



目標対象外

総排出量 { 2013年度：61.63 万tCO₂
2022年度：89.84 万tCO₂



船舶・航空機の例

●警備救護業務用船

海上における治安維持・安全確保、海上災害の防止、海洋汚染の監視取締り

●回転翼航空機

海上における治安維持・安全確保、海難救助、海上災害防止、海洋汚染の監視取締り、火山監視、沿岸域の測量、被災地へ物資輸送

●漁業取締船

我が国周辺水域や遠洋水域の漁業取締り、外国漁船等への立入検査、違法設置漁具の回収

●取締航空機

漁船の操業状況の把握、漁業取締船と連携した漁業取締りを実施

(参考) 現行の地球温暖化対策計画における取組内容 船舶分野



(参考) 地球温暖化対策計画 抜粋

○ 船舶分野の脱炭素化

船舶部門においては、内航船省エネルギー格付制度等による省エネルギー・省CO2排出船舶の普及促進に加えて、LNG燃料船、水素燃料電池船、EV船を含め、革新的省エネルギー技術やデジタル技術等を活用した内航近代化・運航効率化にも資する船舶の技術開発・実証・導入促進を推進する。また、ゼロエミッション船の商業運航を従来の目標である2028年よりも前倒しで世界に先駆けて実現することを目指す。

具体的な対策	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策評価指標及び対策効果					
				対策評価指標	省エネ見込量	排出削減見込量	省エネ見込量及び排出削減見込量の積算時に見込んだ前提		
37. 船舶分野の脱炭素化									
省エネルギー・省CO2に資する船舶の普及促進	・船主(オペレーター): 代替建造による省エネ船舶の導入、改造による省エネ機器の導入、運航効率の改善 ・造船所: 省エネルギー型標準船型の活用	・革新的省エネルギー技術及び省CO ₂ 排出技術の導入支援 ・省エネルギー型標準船型の開発支援 ・税制や金利優遇による支援	—	省エネに資する船舶の普及隻数(隻)	(万kL)	(万t-CO ₂)	●積算時に見込んだ前提 ・一隻当たりの年間燃料消費量: 2,650kL(C重油)(事業者ヒアリング) ・燃料(C重油)の排出係数: 3.09t-CO ₂ /kL(エネルギー源別総発熱量当炭素排出係数一覧表(資源エネルギー庁)に基づき算出) ・省エネ船舶の省エネ率: 16% ・連携型省エネ船舶の省エネ率: 18%(2023年度から導入) ・省エネ船舶・連携型省エネ船舶の普及隻数: 70隻/年 ●「省エネ見込量」及び「排出削減見込量」の算出に至る計算根拠・詳細(内訳等)説明 ①<実績>2019年度の内航海運からのCO ₂ 排出量は、2013年度比で45.8万t-CO ₂ 減少 ②<省エネ船への代替建造>2,650kL × 16% × 70隻 × 3年 × 3.09t-CO ₂ /kL = 27.5万t-CO ₂ 削減(2019年度比) ③<連携型省エネ船への代替建造>2,650kL × 18% × 70隻 × 8年 × 3.09t-CO ₂ /kL = 82.5万t-CO ₂ 削減(2019年度比) ④<運航改善>約3%の省CO ₂ 排出を実現する運航効率の改善: 25.0万t-CO ₂ 削減(2019年度比) ⇒①+②+③+④ = 181万t-CO ₂ 削減(2013年度比)		
				2013年度	-	2013年度	-	2013年度	-
				2025年度	730	2025年度	40	2025年度	118
				2030年度	1,080	2030年度	62	2030年度	181

※1 モーダルシフトによって海上輸送にシフトすることで生じたCO₂排出については、運輸部門全体のCO₂排出削減に貢献しており、この点を評価する必要がある。

※2 2025年度の数字は2030年度に向けた進捗状況を確認するための目安である。

(参考) 現行の地球温暖化対策計画における取組内容 航空分野



(参考) 地球温暖化対策計画 抜粋

○ 航空分野の脱炭素化

航空分野の脱炭素化に向けて、①機材・装備品等への新技術導入、②管制の高度化による運航方式の改善、③持続可能な航空燃料（SAF：Sustainable aviation fuel）の導入促進、④空港施設・空港車両の二酸化炭素排出削減等の取組を推進するとともに、空港を再生可能エネルギー拠点化する方策を検討・始動し、官民連携の取組を推進する。

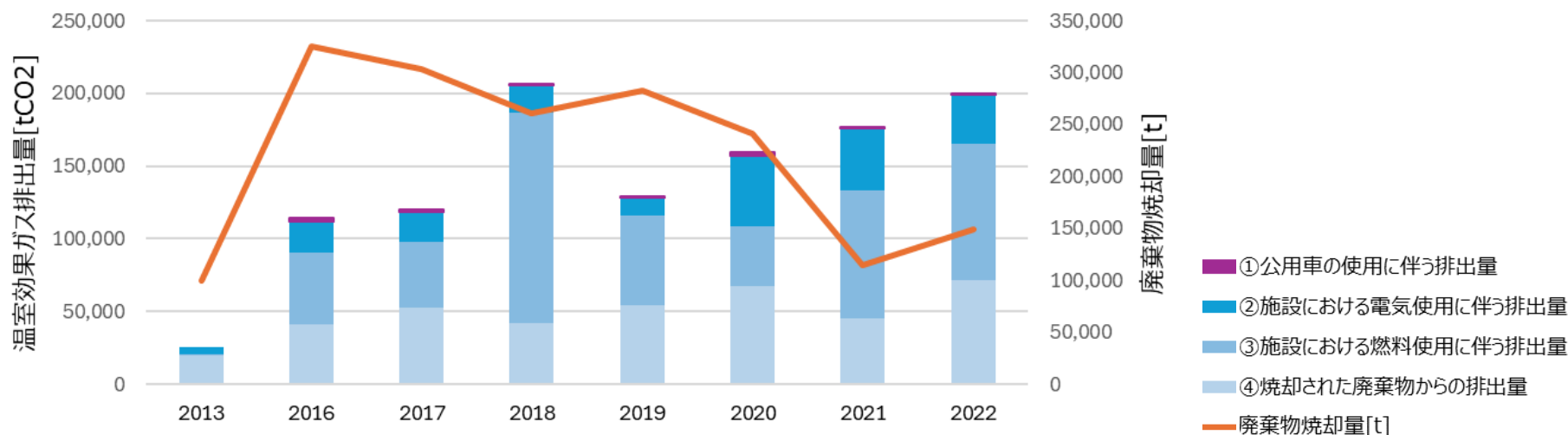
具体的な対策	各主体ごとの対策	国の施策	地方公共団体が実施することが期待される施策例	対策評価指標及び対策効果						
				対策評価指標		省エネ見込量		排出削減見込量		省エネ見込量及び排出削減見込量の積算時に見込んだ前提
38. 航空分野の脱炭素化										
航空分野の脱炭素化の促進	—	機材・装備品等への新技術導入、管制の高度化による運航方式の改善、持続可能な航空燃料(SAF)の導入促進、空港施設・空港車両の二酸化炭素排出削減等の取組を推進するとともに、空港を再生可能エネルギー拠点化する方策を検討・始動し、官民連携の取組を推進する	—	単位輸送量当たりのCO2排出量 (kg-CO2/トンキロ)		(万kL)		(万t-CO2)		各年度の輸送実績値を基に以下の数式から対策評価指標の実績値を算出 対策評価指標(実績値)＝CO2排出量÷有償トンキロ (出典：航空輸送統計年報(毎年度公表))
				2013年度	1.3977	2013年度	—	2013年度	—	
				2025年度	1.2323	2025年度	—	2025年度	141.0	
				2030年度	1.1693	2030年度	—	2030年度	202.4	

※1 2025年度の数字は2030年度に向けた進捗状況を確認するための目安である。

(参考) 東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出

- 現時点の国が実施する東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う温室効果ガスの排出は、帰還困難区域における除染や家屋解体等に伴う廃棄物の焼却によるものであり、対象となる廃棄物の処理が終われば排出量はゼロとなる見込み。
- 現在、帰還困難区域のうち、特定帰還居住区域について2020年代をかけて避難指示解除の取組を進めていくこととしており、それ以外の帰還困難区域については、地元自治体の皆さまと協議を重ねつつ、検討を進めることとされている。
- 引き続き、対象となる廃棄物の排出量等の把握を行うとともに、取り得る対策について検討する。

国が実施する東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出の推移



各府省庁の太陽光発電の設置状況・導入目標



- 「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」において、**府省庁ごとに容量ベースの導入目標**を設定。
- 施設を保有し、件数ベース、kW（設備容量）ベースの目標を達成していない府省庁において、太陽光発電の導入目標や当面の導入計画を定めた**太陽光発電整備計画**を作成し、環境省HPで公表。
- 太陽光発電整備計画において導入計画が示された設備容量の合計は約200kW。

府省庁別 太陽光発電設備の設置状況・新規導入見込み（建築物+敷地）[2022年度]

府省庁名	太陽光発電の設置状況 (2021年度までの実績)		太陽光発電の設置状況 (2022年の導入実績)			太陽光発電の設置状況 (2023年度新規導入実績・導入見込み)		太陽光発電の導入ポテンシャル (2021年度までの実績+2022年度実績+新規導入ポテンシャル+2023年度設置のC判定)		導入目標 (件数) (全体ポテンシャル×50%)	導入割合 (件数) (導入目標に対する2022年度時点の導入件数の割合)	導入目標 (設備容量) (全体ポテンシャル×50%-設置状況(2021実績)) ()は全体ポテンシャルの50%を超えて導入済みの設備容量	導入割合 (設備容量) (導入目標に対する2022年度に導入された設備容量の割合)
	設置件数	設備容量	設置件数 (単年度)	設置件数 (累積)	設備容量 (単年度)	設置件数	設備容量	設置件数	設備容量				
	(件)	(kW)	(件)	(件)	(kW)	(件)	(kW)	(件)	(kW)	(件)	(%)	(kW)	(%)
内閣官房	3	447	0	3	0	0	0	5	476	5	100.0%	(209)	(※1)
内閣法制局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人事院	0	0	0	0	0	0	0	2	252	2	0.0%	126	0.0%
内閣府	10	235	0	10	0	1	10	19	566	19	100.0%	48	0.0%
宮内庁	11	160	2	13	21	0	0	31	1,322	16	81.3%	501	4.2%
公正取引委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
警察庁	17	297	1	18	30	0	0	48	3,056	24	75.0%	1,231	2.4%
個人情報保護委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カジノ管理委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消費者庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
デジタル庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
復興庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	4	91	0	4	0	0	0	6	118	6(※5)	(※5)	118(※5)	(※5)
法務省	181	3,938	6	187	361	(※3)	(※3)	569	26,389	285	65.6%	9,257	3.9%
外務省	6	160	0	6	0	0	0	7	440	7	150.0%	60	0.0%
財務省	241	3,062	2	243	151	3	136	1,329	36,325	665	36.5%	15,101	1.0%
文部科学省	1	82	0	1	0	0	0	1	82	1	100.0%	(41)	(※1)
厚生労働省	123	1,928	2	125	10	4	62	1,104	38,182	552	22.6%	17,163	0.1%
農林水産省	11	111	0	11	0	0	0	247	8,366	124	8.9%	4,072	0.0%
経済産業省	4	265	0	4	0	0	0	6	470	6	133.3%	(30)	(※1)
国土交通省	179	2,300	1	180	60	(※4)	(※4)	880	22,200	440	40.9%	8,800	0.7%
環境省	110	1,015	2	112	11	2	45	260	4,782	130	86.2%	1,376	0.8%
防衛省	15	162	0	15	0	(※2)	(※2)	(※2)	(※2)	(※2)	(※2)	(※2)	(※2)
会計検査院	2	50	0	2	0	0	0	2	50	2	200.0%	(25)	(※1)
政府全体	918	14,302	16	934	644	10	253	4,516(※2)	143,074(※2)	2,265(※2)	40.6%(※2)	57,548(※2)	1.1%(※2)
内閣官房・内閣府	13	682	0	13	0	1	10	24	1,042	13	100.0%	-	-

※敷地は建築物に付随するものを対象としている。

※「設置可能な建築物・敷地」とは、以下に示す設問回答により、建築物及び敷地における設置可能性判定を「A：設置可能性が高い」、「B：設置可能性は高いが、懸念事項あり」、「C+：設置が難しい（その他の要因）」、「C-：設置が難しい（技術的要因）」の4段階で評価し、「A：設置可能性が高い」または「B：設置可能性は高いが、懸念事項あり」の評価となったものを指す。なお、本判定は、簡易的に評価したものであり、実際に太陽光発電を設置するには、詳細な現地調査が必要となる。

評価に用いる設問回答：

建築物：「建築物の耐震対策」、「海岸からの距離」、「平均積雪量」、「空きスペースに影響する建替え、改修、建物廃止、解体計画」、「空きスペースの面積」、「屋根形状」、「建築物における電力使用状況」、「空きスペース全体が年間を通じて日影になるか」、「太陽光発電設備を設置できない他の要因」

敷地：「地盤強度・地耐力」、「海岸からの距離」、「平均積雪量」、「廃止計画」、「敷地と付随する建築物を合わせた電力使用状況」、「空きスペースの面積」、「空きスペース全体が年間を通じて日影になるか」、「ソーラーカーポート等で建築物の場合、建築基準法の建ぺい率・容積率が足りるか」、「太陽光発電設備を設置できない他の要因」

PPAモデルを活用した太陽光導入の検討

- 太陽光発電の最大限導入のため、PPAモデルの活用も検討することとしており、「PPAモデルによる政府施設への太陽光発電設備導入の手引き（令和6年3月）」を策定・公表。
- 他方、政府施設におけるPPAモデルの活用実績はなく、取組を前に進めるには、最初の実例を創出することが重要。環境省において事例創出の検討を進めているところ。
- 施設規模が小さいこと、土日閉庁施設が多く電力需要のない期間があること等により、調達コストが高くなる点が課題。
- 複数施設を同時に事業化することでスケールメリットを確保し、調達コストを低減させることを検討。

PPAモデルによる政府施設の 太陽光発電設備導入の手引き（令和6年3月）

目次

1. 太陽光発電設備の導入パターン

- 1-1. 自己所有と第三者所有について
- 1-2. PPA方式について
- 1-3. 自己所有とPPA方式の比較一覧

2. PPA方式による太陽光発電設備の導入の進め方について

- 1. PPA方式による太陽光発電設備の導入の流れ
- 2-1. 必要となる予算の確認・体制の検討
- 2-2. 候補施設・土地等の選定
- 2-3. 資料・情報の収集
- 2-4. 導入可能性調査
- 2-5. 公募準備～事業者決定
- 2-6. 事業者との契約等締結～着工
- 2-7. 工事～電力供給開始

3. 参考

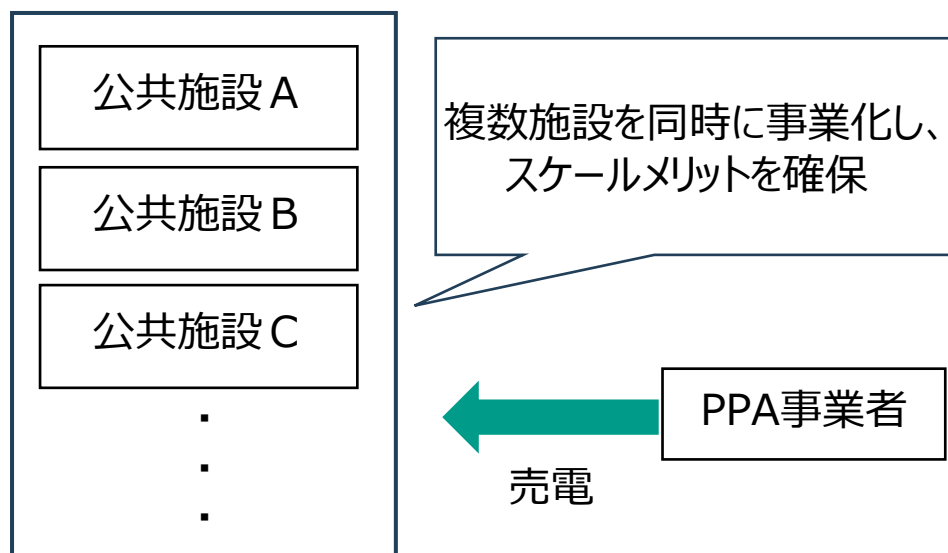
- 1-1. 蓄電池について
- 1-2. 自立運転機能付きパワーコンディショナについて
- 1-3. EVとソーラーカーポートの活用について
- 2. 導入可能性調査（政府側で調査するケース）
- 3. 参照条文

4. FAQ

5. 出典及び関連サイト



検討中のスキーム



建築物における省エネルギー対策（新築ZEB化）

2024年度 中央環境審議会地球
環境部会カーボンニュートラル行動計画
フォローアップ専門委員会（第1回）
資料2を一部編集



- 2021年度に策定した現行の政府実行計画で新規に目標を設定し、**新築建築物は原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに平均でZEB Ready相当**となることを目指すこととした。
- 2022年度に設計・建築・竣工した新築建築物について調査を行ったところ、『ZEB』相当が2件、ZEB Ready相当が2件、ZEB Oriented相当が6件あった。
- 今後、FU調査等を通じて詳細な状況を把握しながら、**環境配慮契約法の枠組みとも連動し取組を促進していく。**

※建築物の建設には一定の期間が必要であることから、2021年度の政府実行計画改定以前から設計を行っている建築物については本目標の対象外とする。

ZEB相当の事例	府省庁	所管機関	建築物名	2023年3月末時点の建築状況	建築物全体の延床面積積（㎡）	省エネによる削減率	創エネによる削減率
『ZEB』相当	環境省	九州地方環境事務所	くじゅう国立公園管理事務所	建設中	116	71	65
	環境省	中国四国地方環境事務所	地家室園地休憩所	建設中	199	51	56
ZEB Ready相当	防衛省	陸上自衛隊出雲駐屯地	施設整備工場	建設中	1,013	51	0
	防衛省	海上自衛隊館山航空基地	車両整備場	建設中	646	59	0
ZEB Oriented相当	内閣府	本府省	立川防災合同庁舎（備蓄倉庫）	建設中	1645	47	0
	厚生労働省	茨城労働局	古河労働総合庁舎	設計中	2182	42	7
	国土交通省	近畿地方整備局	大手前合同庁舎	竣工済	48878	48	1
	国土交通省	四国地方整備局	徳島河川国道事務所新館	建設中	3492	47	0
	国土交通省	九州運輸局	福岡運輸支局本庁舎	設計中	2140	46	0
	防衛省	陸上自衛隊東立川駐屯地	〇号建物（通信局舎）	建設中	400	46	0

※各ZEB相当とは、認定を受けていないものも含め、以下定義に当てはまるもの。

①『ZEB』相当：50%以上の省エネ、かつ再エネ導入により合計100%以上削、②Nearly ZEB相当：50%以上の省エネ、かつ再エネ導入により合計75%以上100%未満削減、

③ZEB Ready相当：再エネ導入を除き、50%以上の省エネ、④ZEB Oriented相当：再エネ導入を除き、30～40%以上の省エネ

(参考) 2030年、2050年に目指すべき建築物の姿

地球温暖化対策計画等において、建築物分野の目指すべき姿とその対策の方向性を次のとおり示している。

- 2030年以降新築される建築物についてZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていること
- 2050年にストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていること

出典：地球温暖化対策計画（2021年10月）

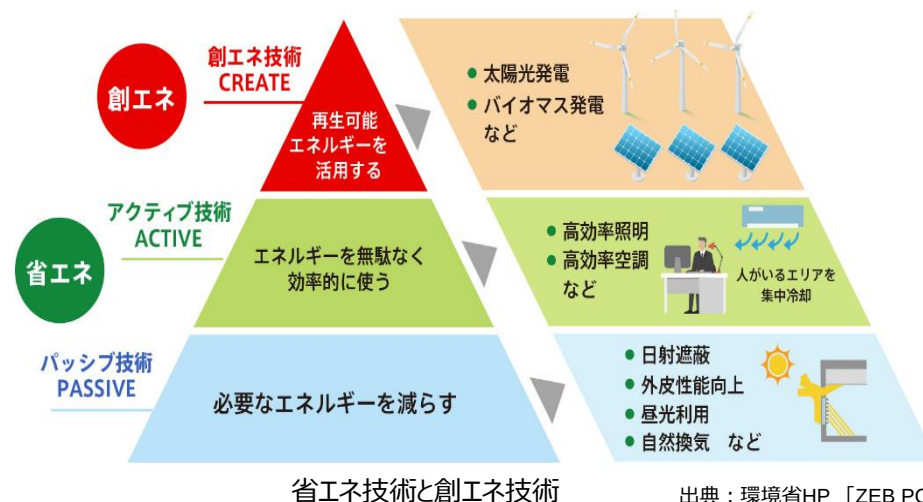
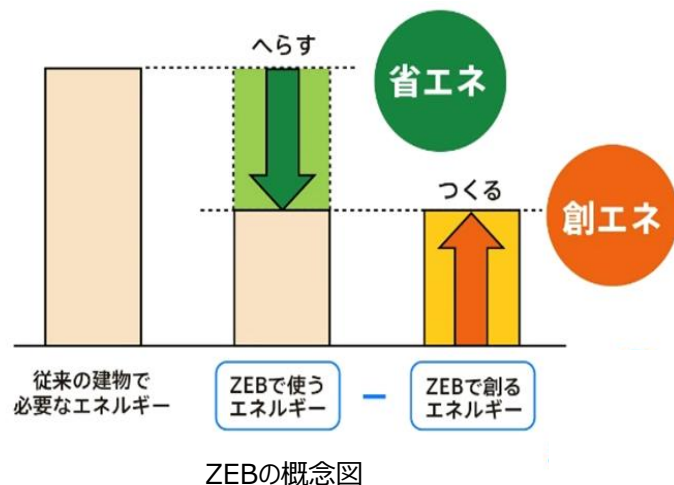
脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方（2021年8月、脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会）

■「ZEB基準の水準の省エネルギー性能（ZEB水準の省エネ性能）」とは

- ・ 年間の一次エネルギー消費量が、基準エネルギー消費量から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態をいう。
（ホテル・病院・百貨店・飲食店等：30%、事務所・学校・工場等：40%）

■ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）とは

- ・ 省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建築物のこと。
- ・ ゼロエネルギーの達成状況に応じて4段階のZEBシリーズを定義。



出典：環境省HP「ZEB PORTAL」

建築物における省エネルギー対策（室温管理）

- 現行の政府実行計画では、建築物における省エネルギー対策の徹底の観点から、庁舎内における適切な 室温管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を図るとしている。
- 他方、**熱中症対策の観点からは、適切な空調温度**にするよう国民に呼びかけており、また、民間企業に対して行っていた28度を目安とした運用の要請も現在は行われていない。
- こうした実状を踏まえ、**省エネルギー対策を念頭に置きつつも、柔軟な室温管理**とすることが重要。

現行の政府実行計画

- （1）建築物における省エネルギー対策の徹底
⑤庁舎内における適切な室温管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を図る

快適で安全な執務環境の確保について

（令和6年8月8日、内閣官房人事局、人事院）

1. 執務室の気温については、当日の気象状況を考慮し、設定温度にこだわることなく職員が快適で安全に勤務できるよう空調設備を運用すること。

熱中症対策における 環境省の呼びかけ



エアコンをしっかりと使いましょう

熱中症は室内でも夜でも発生し、
命に関わる問題です

- 無理な節電をせず、夜もしっかり使用しましょう
- 日中はすだれなどで日差しを和らげるなど上手に使いましょう



夏季の省エネルギーの取組について

（令和6年6月3日、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定）

- ・冷房に関すること
適切な室温管理（健康を第一に、温度は柔軟に設定）をすること。

建築物における省エネルギー対策（ESCO事業の活用）

- ESCO事業は、設計、施工、及び保守・運転管理等を含む複数年のサービスを提供するものであり、事業費の支払いに当たっては、保証された光熱水費の削減効果を確認することにより契約された額を毎年度支払うこととなる。
- 環境配慮契約法の基本方針（令和5年2月24日変更閣議決定）において、**ESCO事業に係る契約に関する基本的事項**が定められている。

ESCO事業の活用例

	事業者	対象施設	契約年	ファイナンス	契約方式	契約期間
省庁	経済産業省	経済産業省総合庁舎	2005年	施主 自己資金	ギャランティード・セイビングス	3.75年
自治体	沖縄県	沖縄県庁舎	2009年	リース	シェアードセイビングス	10年
	都城市	都城市市庁舎	2005年	施主 自己資金	ギャランティード・セイビングス	3年
	板橋区	板橋区区役所本庁舎	2003年	施主 自己資金	ギャランティード・セイビングス	3年
独法等	国立研究開発法人 物質・材料研究機構	物質・材料研究機構	2008年	リース	ギャランティード・セイビングス	
	国立研究開発法人 国立環境研究所	国立環境研究所	2005年	ESCO事業者の資金	シェアードセイビングス	6年
民間 ビル系	ホテルシティコート	ホテルシティコート	2009年	ESCO事業者の資金	シェアードセイビングス	10年
	アスタビル	アスタビル (ショッピングセンター)	2009年	リース	ギャランティードセイビングス	9年
民間 工場	株式会社豊田鉄工	工場	2013年	施主 自己資金	ギャランティード・セイビングス	3年

（出典）一般社団法人ESCO・エネルギー・マネジメント推進協議会サイトの事例等より環境省作成

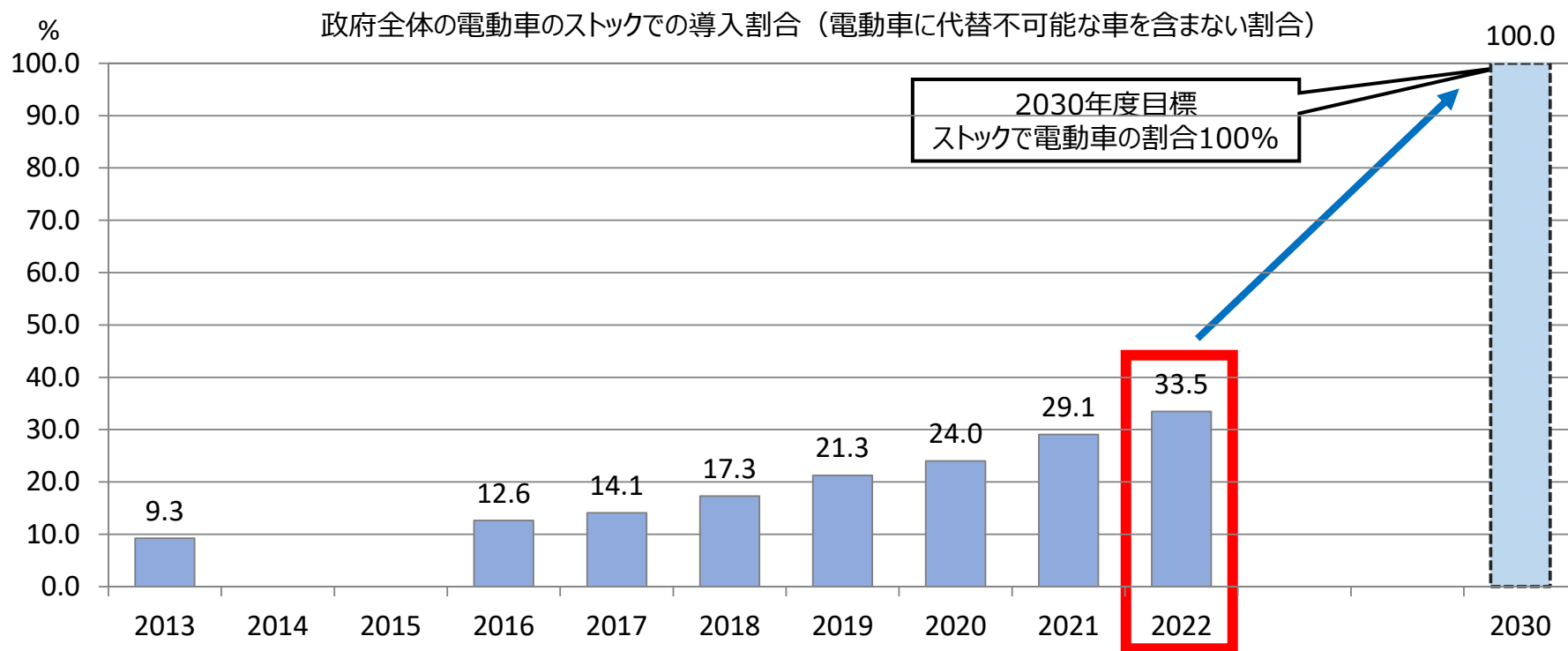
※ギャランティード・セイビングス：発注者が所要資金を調達する契約、シェアード・セイビングス：ESCO事業者が所要資金を調達する契約

政府全体 電動車の導入割合の推移

2024年度 中央環境審議会地球
環境部会カーボンニュートラル行動計画
フォローアップ専門委員会（第1回）
資料2を一部編集



- 2022年度の新規導入・更新における政府全体の電動車の割合は60.6%。
- ストックでの電動車の導入割合は2022年度実績で政府全体で33.5%であり、2030年度までに全て電動車とするという目標に向けて一層の取組が必要。
- **リース方式の知見の共有等**を行いつつ、目標達成に向け、各府省庁において導入予定を定め導入を進める必要。



※本割合は、電動車の母数として代替不可能な車を含んでおらず、以下の式によって算出している。

電動車に代替不可能な車を含まない割合 = $\text{電動車の台数} \div (\text{公用車総台数} - \text{電動車に代替不可能な車の台数})$

財やサービスの購入・使用に当たっての取組（共同調達）

- 国が物品、役務等の調達に係る契約を締結する際、調達数量が多くなるほどスケールメリットが生じるため調達価格は低減すると考えられる。
- 「行政効率化推進計画」（平成20年12月26日改定、行政効率化関係省庁連絡会議）においては、事務の省力化、契約の公正性の確保及びコストの削減の観点から、**物品、役務等の一括調達の推進等を図ること**としている。

環境省が参加する主な共同調達事例(例年実施)

調達物品	グループ
コピー用紙	環境省、厚労省、人事院
公用車のガソリン	環境省、厚労省、人事院
手指消毒液、除菌クロス	環境省、厚労省、人事院
給与小六法、国家公務員給与のてびき	内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、消費者庁、復興庁、環境省
人事小六法、六法全書	内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁、環境省
政官要覧、国会議員要覧	内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁、環境省

環境配慮契約法における電力調達の在り方の検討①

令和6年度環境配慮契約法基本方針検討会
電力専門委員会(第2回)資料2を編集



《排出係数しきい値の引き下げ》

電力専門委員会において**2030年度のエネルギーミックスと整合した排出係数しきい値の引き下げの方向性**について、以下のとおり考え方を整理

- **2030年度の排出係数（0.25kg-CO₂/kWh）を見据え**、2031年度の契約に適用する排出係数しきい値を0.31kg-CO₂/kWh程度とすること
- **小売電気事業者の予見可能性に配慮しつつ**、全国一律の上限値である排出係数を段階的に引き下げるにより、**我が国全体の小売電気事業者の排出係数の着実な低減を図ること**（最新の排出係数しきい値：0.600kg-CO₂/kWh）



排出係数しきい値の引き下げの方向性及び第1回電力専門委員会における議論、契約締結実績の確認等に基づき、**令和7（2025）年度の契約に使用する排出係数しきい値**を予定どおり0.520kg-CO₂/kWhに引き下げる

《最低限の再エネ電力比率の引き上げ》

調達電力の脱炭素化（再エネ電力の最大限導入）に向けた考え方は以下のとおり

- 令和5（2023）年度の契約から**最低限の再エネ電力比率（35%）を仕様書等に明記**することを基本方針に定め、**2030年度まで計画的・継続的に引き上げ**



2030年度再エネ比率60%以上を目指し、第1回電力専門委員会の議論、契約締結実績の確認等を踏まえ、令和7年度の契約において仕様書等に記載する**調達電力の最低限の再エネ比率を40%へ引き上げる**こととしてはどうか

再エネ電力の普及促進に向けた考え方は以下のとおり

- 再エネ電力の導入状況の把握・整理・分析及び情報提供が必要であること
 - 再エネ電力の供給区域別の調達量・割合、メニュー、電源等の把握・分析、先進事例・優良事例（環境配慮契約を含めた事例）の収集・整理及び情報提供が重要
 - 調達者向けに仕様書等の入札手続・契約内容に係る情報、確認すべき事項等に関して、ひな形等の使いやすい形式で提供することが重要
- 再エネ電力メニューに関する情報収集及び提供が必要であること
 - 再エネ電力メニューに関する情報提供について、小売電気事業者に対するアンケート調査を踏まえ内容等の更新について検討



小売電気事業者が販売する再エネ電力メニュー及び調達者向けの契約関連情報の提供等を環境省HPにおいて実施

- ✓ 再エネ電力メニューの具体的な情報内容としては連絡先、メニュー名称、供給区域、再エネ電源等の概要に加え、販売事業者の再エネ電力メニューに係る詳細URLを提供
 - 本年11月頃実施予定の小売電気事業者アンケートによる情報更新及び新たな収集項目の検討
- ✓ 調達者向けの契約関連情報（仕様書等）の事例収集・整理、ひな形の作成・提供
 - 環境配慮契約未実施機関への対応と連携を図りつつ、適切かつ実効性のある方策を検討
- ✓ 再エネ電源の導入拡大に資するPPAモデルの活用についても積極的な検討・導入を推奨
 - PPAモデルの導入事例に係る情報提供等の実施、PPAモデルと長期契約の取扱いに係る検討

総合評価落札方式の導入を視野に適切な契約方式の検討の進め方

- 二酸化炭素排出係数の低減、再エネ電力比率の目標達成に向け、より効果的かつ適切な契約方法について、現行の裾切り方式を活用しつつ、総合評価落札方式の導入に向けた検討が必要であること
 - ➡ 当面の間は裾切り方式及び調達仕様への再エネ比率を指定することによる環境配慮契約の実施率向上を図りつつ、関連計画・施策等の改定を踏まえ電気の供給を受ける契約に係る選択肢拡大等の観点から、総合評価落札方式の導入に向けた検討も必要
 - ➡ 導入条件等の整理に併せ、総合評価落札方式の契約方式、評価項目・基準等の検討（排出係数の低減、再エネの最大限導入に寄与する評価内容等）



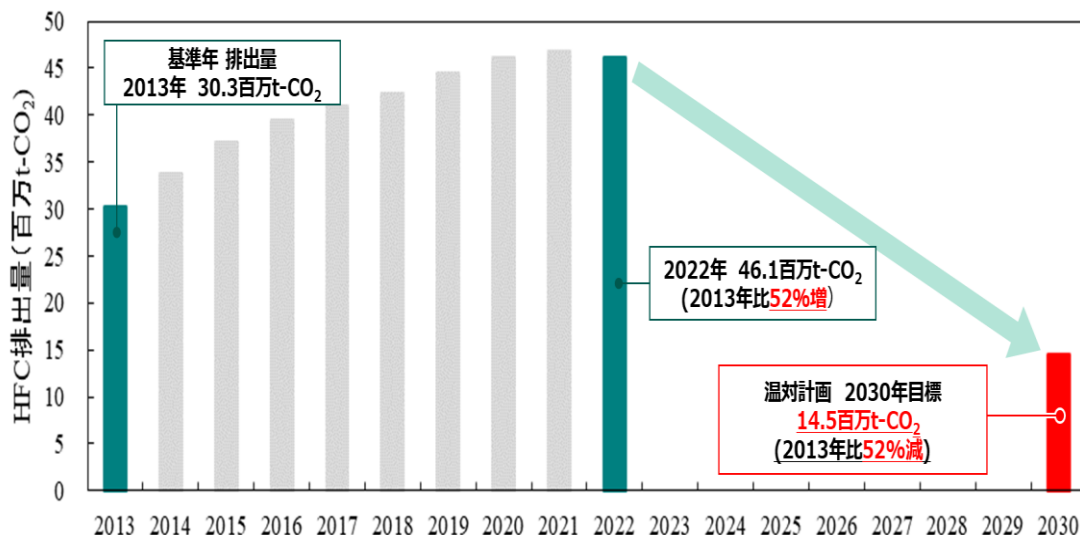
電気の供給を受ける契約における排出係数の低減、再エネの導入拡大等を図る観点から、**総合評価落札方式の導入**に向けた契約方式、評価項目・基準等の検討

- ✓ **第3回電力専門委員会**において総合評価落札方式の導入に向けた評価内容等及び排出係数の引き下げ、再エネの導入拡大等に関する具体的な議論を予定

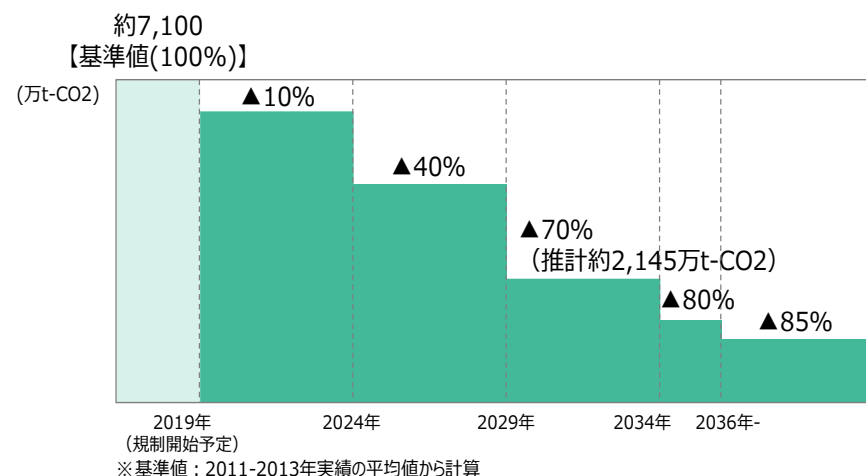
フロン類の排出の抑制

- **エアコンや冷蔵冷凍機器**に使われる代替フロン(HFCs)には、**CO₂の数十～1万倍以上**の非常に高い温室効果。
- 温対計画の削減目標や、国際約束であるモントリオール議定書キガリ改正による消費量限度のクリアに向けて
 - ・新設・更新機器については、自然冷媒などの**低GWP冷媒**を使用した機器への転換や**漏洩監視システムの導入**
 - ・既設の機器については、機器使用中の漏洩量削減（Scope1該当）・機器廃棄時の回収徹底（Scope3該当）を強力に推進する必要。
- またフロン法に基づく機器管理については、目視による機器点検やメンテナンス履歴の紙媒体への記録などのアナログな対応を、**デジタル技術を活用した方法**に切り替えることで、**機器管理コストの軽減・合理化**が可能。
- これらの取組を機器を使用している事業者幅広く促していくため、政府・自治体自らの率先実行が必要。

温対計画のHFCs削減目標



キガリ改正（2016年）に基づく消費量の限度



Scope3排出量の把握及び削減に向けた取組

- サプライチェーン上の活動に伴う排出量（Scope3）を算定対象とすることは企業活動全体を管理することにも繋がるため、**企業の環境経営指標や機関投資家の質問項目として使用される動きが見られる。国際的にも算定開示の義務化の動きがある。**
- 政府の事務及び事業におけるScope3排出量について、環境省において対象カテゴリや算定手法の検討を行う。



サプライチェーン排出におけるScope 3 算定カテゴリ

SCOPE3カテゴリ			該当する排出活動（例）
1	上流	購入した製品・サービス	原材料の調達、パッケージングの外部委託、消耗品の調達
2	上流	資本財	生産設備の増設 (複数年にわたり建設・製造されている場合には、建設・製造が終了した最終年に計上)
3	上流	Scope1、2に含まれない燃料及びエネルギー活動	調達している燃料の上流工程（採掘、精製等） 調達している電力の上流工程（発電に使用する燃料の採掘、精製等）
4	上流	輸送、配送（上流）	調達物流、横持ち物流、出荷物流（自社が荷主）
5	上流	事業から出る廃棄物	廃棄物（有価のものは除く）の自社以外での輸送、処理
6	上流	出張	従業員の出張
7	上流	雇用者の通勤	従業員の通勤
8	上流	リース資産	自社が賃借しているリース資産の稼働
9	下流	輸送・配送（下流）	出荷輸送（自社が荷主の輸送以降）、倉庫での保管、小売店での販売
10	下流	販売した製品の加工	事業者による中間製品の加工
11	下流	販売した製品の使用	使用者による製品の使用
12	下流	販売した製品の廃棄	使用者による製品の廃棄時の輸送、処理
13	下流	リース資産（下流）	自社が賃貸事業者として所有し、他者に賃貸しているリース資産の稼働
14	下流	フランチャイズ	自社が主宰するフランチャイズの加盟者のScope1,2に該当する活動
15	下流	投資	株式投資、債券投資、プロジェクトファイナンスなどの運用
その他（任意）			従業員や消費者の日常生活

■ 令和5年度においても引き続き、**カーボンフットプリントを算定した製品等について対象品目の拡大に向けて判断の基準等の設定を推進**

1. 対象品目の拡大（判断の基準等への設定）

- ✓ カーボン・オフセットの取組の推進、J-クレジット活用による需要拡大等を図るためには、その前提の要件として製品の定量的環境情報の開示（カーボンフットプリント、タイプⅢ環境ラベル等）が必要
- ✓ 見直し品目については、原則として**CFPの算定・開示を判断の基準又は配慮事項に設定**するとともに、**対象品目を拡大**

2. カーボンフットプリントガイドラインの策定を踏まえた対応

- ✓ サプライチェーン全体での温室効果ガス排出削減の促進に向け、令和5年5月に策定された「**カーボンフットプリント（CFP）ガイドライン**」を踏まえた対応の促進
- ✓ 業界団体・関係省庁等への依頼、提案募集を含めた情報収集等
- ✓ CFPガイドラインの策定に伴うCFPの算定方法の記載の追加

3. GX基本方針に掲げられたグリーン製品の新たな需要創出への対応

- ✓ 基本方針の前文に**GX推進戦略**の閣議決定を受けた取組を記載
- ✓ CFP、環境ラベルの活用等の更なる推進、製品・技術の革新性や調達実現に対するインセンティブ付与などの需要拡大に向けた方策について継続して検討

独立行政法人等における計画策定等に関する取組

- 独立行政法人等は、政府実行計画の趣旨を踏まえ、当該計画に準じた計画の策定及びそれに基づく取組を実施している。
- 2030年度の温室効果ガス削減目標の達成に向け、公共部門において、2030年度に6.0GWの太陽光発電導入を目指すこととしているが、この目標の達成に向けて、独立行政法人等においても追加的な取組が求められる。
- 今後は**独立行政法人等に対し、太陽光発電のポテンシャル調査を実施し、また、導入目標の設定を促しつつ、その把握に努める**※。

※公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議（第2回）において決定

独立行政法人等の温室効果ガスの排出の削減等のための計画策定状況

	全体数量	計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に整合している法人	計画策定済みで排出削減目標が政府実行計画に不整合の法人	過去に計画策定後、新たな計画を未策定・計画未策定の法人
独立行政法人	87	26	41	20
国立大学法人	82	23	51	8
特殊法人	34	16	11	7
その他の法人	5	0	5	0

2. 2050年ネットゼロに向けた最新動向

次期NDCにおけるタイムライン・国内の動向

中央環境審議会地球環境部会2050年ネットゼロ実現に向けた気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会中長期地球温暖化対策検討WG合同会合（第一回）資料4を一部修正



【次期NDCにおけるタイムライン】

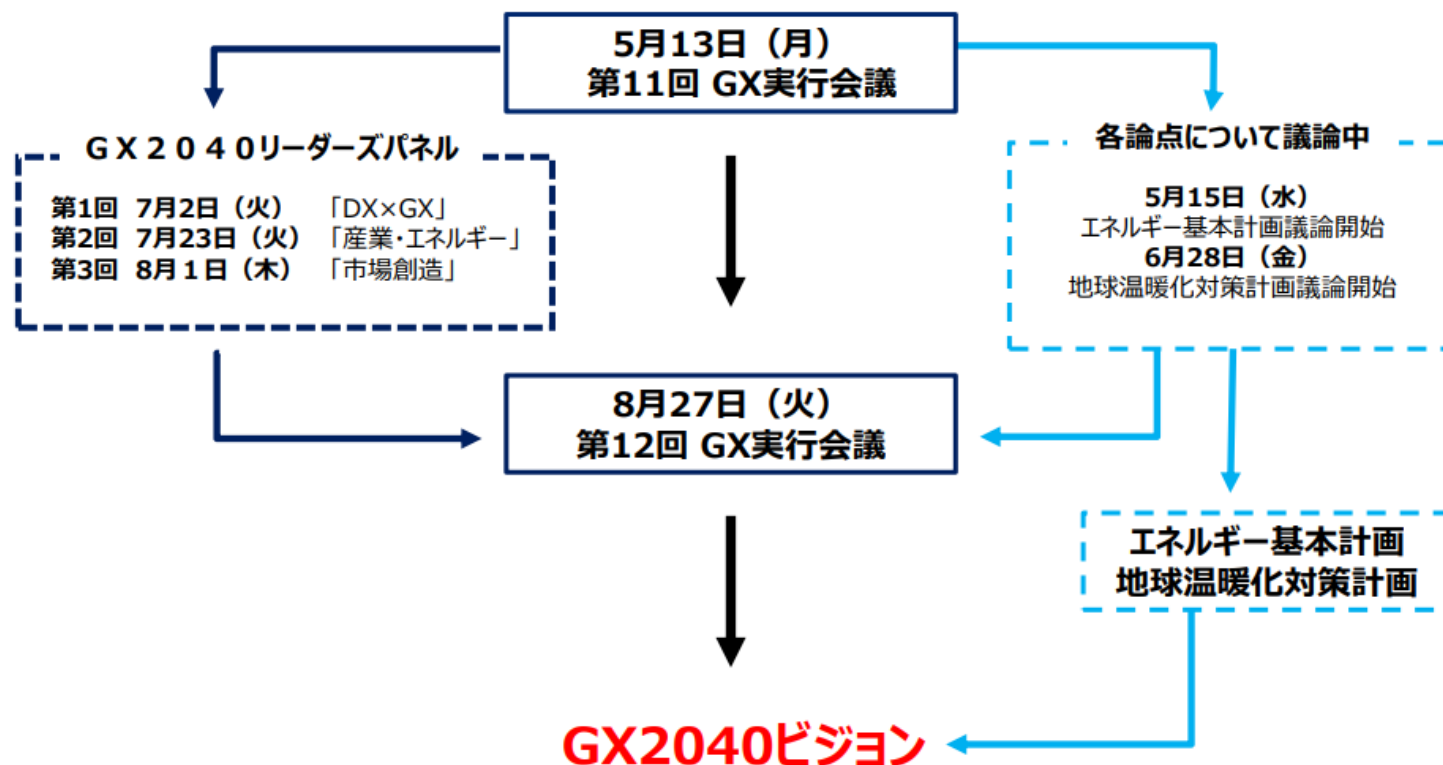
- パリ協定等により、次期NDCは、2025年に2035年目標、2030年に2040年目標の提出が奨励されている。また、2025年11月に開催されるCOP30の9～12か月前（2025年2月）までに提出することが求められている。

【国内の動向】

- 2022年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は約10億8,500万トン（CO₂換算）であり、基準年である2013年度比22.9%減少した。過去最低値を記録し、オントラック（2050年ネットゼロに向けた順調な減少傾向）を継続するものの、暖冬の影響や鉄鋼の生産量の減少等も削減要因として考えられるところ、今後の削減の進捗について予断を許さない状況である。
- 昨年には「GX推進法」等に基づき、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の同時実現に向けたGXの取組が加速化している。他方、生成AI等によるDXの進展に伴う電力需要増加によるエネルギーを巡る不確実性の高まり、脱炭素エネルギー供給拠点の地域偏在性、海外諸国と比べて相対的に高い再エネコストなどの課題もある。
- エネルギー基本計画については、今年度内目途での改定に向けた議論が総合資源エネルギー調査会等において行われるとともに、今後、GX2040ビジョン策定に向けた議論がGX実行会議等で行われている。

- GX2040ビジョンに向けた検討状況を踏まえ、エネルギー基本計画・地球温暖化対策計画の見直しにつなげていく。

GX2040ビジョンに向けた検討状況 (イメージ)



- 2050年ネットゼロの実現に向けて、太陽光の導入を更に拡大するためには、**立地制約の克服が鍵**であり、従来型の太陽電池では設置が困難な、**公共施設（庁舎、学校等）や工場等の耐荷重の小さい屋根や、ビルの壁面等への導入が重要**。
- 立地制約を克服し、再エネを最大限活用するため、**次世代型太陽電池等の次世代技術の社会実装の加速化、国内外の市場獲得と、地域共生を同時に進めることが必要**。
- 「分野別投資戦略」（2023年12月GX実行会議取りまとめ）において、**需要の創出に向け**、
 - ・ **公共施設の導入目標の先行した検討**
 - ・ 政府実行計画への位置付けや地方公共団体実行計画制度を通じた、政府・地方公共団体等の**公共施設での率先導入**
 - ・ 大量生産等による価格低減目標を前提とした**需要支援策の検討**
などが示されている。
- 軽量で柔軟性を有するペロブスカイト太陽電池、壁や窓の機能を担いつつ発電を行う建材一体型など**次世代型太陽電池の導入拡大に向けた取組を公共部門で率先して進める**。

次世代型太陽電池の導入に向けた今後の取組

第4回次世代型太陽電池の導入拡大及び産業競争力強化に向けた官民協議会資料 一部加工



■ 環境省は、ペロブスカイト太陽電池の需要創出に向け、経済産業省と連携して以下の取組を進めていく。

① 政府施設において屋根・壁面のポテンシャル調査を行い、結果を踏まえ導入目標を検討

※ 自治体施設等においても今後導入が進むよう、まずは先進事例の共有等を行う

② ペロブスカイト太陽発電の需要創出・普及拡大のため、自治体を含む需要家向け導入補助事業を検討

③ 適切な廃棄・リサイクルルールを検討

■ また、環境省では、建材一体型太陽光発電設備の導入支援についても補助事業を実施（R5補正(約82億円の内数)・R6当初(約40億円の内数)*）しており、引き続き、再生可能エネルギーの発電ポテンシャルの活用に向け、次世代型太陽電池の導入・価格低減を促進していく。

*ペロブスカイト型の本格導入までは、シリコン型の設備を中心に導入支援。

フィルム型



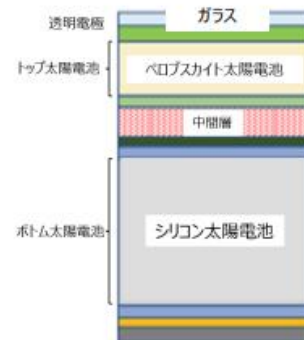
（出所）積水化学工業（株）

ガラス型



（出所）パナソニックHD(株)

タンデム型（ガラス）



（出所）（株）カネカ

- 産業競争力強化及び排出削減の実現に向けた需要創出に資するGX製品市場に関する研究会（経済産業省）において、2024年3月に「GX市場創出に向けた官民における取組について（中間整理）」がとりまとめられた。
- 本中間整理において、GX製品の需要創出のため、**政府実行計画においてGX製品の率先・積極調達を位置づけることが期待されている。**

○GX市場創出に向けた官民における取組について（中間整理） 抜粋

- ・ **官民でGX価値を有する（削減実績量や削減貢献量の大きい）製品を優先的に調達することで需要を安定的に増大させ、供給サイドの投資予見性を確保するとともに、当該製品の意義を積極的にPRし、GX価値を含む製品の需要の拡大に向けた機運醸成を行う。GX市場形成に向けては、そうした各種施策を通じ、環境価値の高い製品に対して継続的で予見性のある需要の創出が重要**である。

（中略）

- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づき、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）では、政府が設定する削減数値目標とともに、具体的な施策の内容について定めている。現在は、主に使用時の二酸化炭素の排出を低減させる物品（電動車、LED）等の導入や、グリーン購入法及び環境配慮契約法の適切な実施を定めているところ、**政府や地方自治体においても、今後は自らの上流（Scope 3）を考慮した調達の検討を行う必要があると考えられることから、政府実行計画においてGX製品の率先・積極調達を位置づけることが期待される。**また、地球温暖化対策計画において、地方公共団体が定める、地方公共団体実行計画（事務事業編）に関する取組は、**国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施することとされていることを踏まえ、地方公共団体に対しても同様の取組を促すことが重要**である。

3. 政府実行計画の改定に向けた論点整理

1. 取組に対する主な意見

- 電力の排出係数の低下の影響が大きく、それ以外の取組も進めるべき。
- 新築建築物のZEB化について、仕様書の雛形を作ってはどうか。また、今後の建替え計画を把握した上で、2050年にも建築物が残ることを念頭にした設計とすべき。
- 公用車の次世代自動車についてトップダウンで導入を進めるべき。
- LED化は2030年と言わず加速する形での取組を進めてはどうか。
- ESCOの導入やリースの活用も検討すべき。
- 調達について、各府省庁個別ではなく、一括での調達を検討すべき。

2. 調査内容に対する主な意見

- 船舶や航空機の排出量の比率が増えており、削減目標に含める検討をすべき。
- コストパフォーマンスについても把握していくべき。
- 省エネ診断結果やBEMSデータ分析結果を踏まえた対策の効果を把握すべき。
- 大型設備の設置年次、今後の更新時期や計画を把握すべき。
- 施設用途別に床面積あたりの排出量を比較すべき。

3. その他の主な意見

- 導入メリットが高い、初期費用が小さいなど、良い取組事例をフォローアップすべき。
- 民間の業界でScope3が注目されていることを踏まえた取組も進めるべき。政府部門で一部でもScope 3の算定を検討すべき。
- 連絡会議は有用であり、ベストプラクティスを共有すると良い。
- 入居している立場の省庁の取組も分かるようにできると良い。また、学校、病院、オフィス等業態別に、対策の情報共有ができる仕組みがあるとよい。

政府実行計画の改定に向けた論点

※GX2040ビジョンの策定、エネルギー基本計画・地球温暖化対策計画の見直しに向けた検討状況も踏まえ、政府実行計画の改定作業を進める。主な論点は以下のとおり。

■ 計画全体に係る事項

- ・計画期間・温室効果ガスの排出量の削減目標の更新
- ・削減目標の対象外となっている「船舶・航空機」「東日本大震災関係の廃棄物焼却」の扱い

■ 再生可能エネルギーの最大限の活用

- ・2030年度以降の太陽光発電の導入目標
- ・ペロブスカイト等の次世代型太陽電池の率先導入

■ 建築物における取組

- ・2030年度以降の新築建築物の省エネ目標、既存建築物に関する省エネ対策の強化
- ・空調設備における冷媒漏洩量削減（漏洩監視システムの率先導入など）
- ・省エネとウェルビーイングの両立のための庁舎内における適切な室温管理
- ・施設の燃料使用からの温室効果ガス削減に向けた取組

■ 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

- ・共同調達の実施
- ・自然冷媒機器の率先導入、フロン使用機器管理のデジタル化、機器廃棄時の冷媒回収の徹底
- ・新たな削減目標の実現に資する再エネ電力調達率の目標
- ・GX製品や先端技術の率先調達

■ その他

- ・政府実行計画におけるScope3の把握の必要性
- ・独立行政法人等における取組の促進